

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】令和3年1月14日(2021.1.14)

【公開番号】特開2020-22295(P2020-22295A)

【公開日】令和2年2月6日(2020.2.6)

【年通号数】公開・登録公報2020-005

【出願番号】特願2018-145699(P2018-145699)

【国際特許分類】

H 02 J 7/04 (2006.01)

H 02 J 7/10 (2006.01)

B 60 R 16/033 (2006.01)

B 60 R 16/03 (2006.01)

【F I】

H 02 J 7/04 L

H 02 J 7/10 L

B 60 R 16/033 C

B 60 R 16/03 S

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月25日(2020.11.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0066

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0066】

<実施例3>

次に実施例3の車載用電源システム300について説明する。

実施例3の車載用電源システム300では、バックアップ電源制御装置1が蓄電部7の温度ではなく第3導電路23(ワイヤーハーネス23B)の温度に基づき目標電圧を決定する点で実施例1と異なり、それ以外は実施例1と同様である。実施例3の車載用電源システム300は、温度検出部9が第3導電路23(ワイヤーハーネス23B)の温度を検出する点、及び制御部5の温度取得部5Aが外部ECU395を介して温度検出部9の検出した温度を取得する点を除いて、実施例1の車載用電源システム100と同様である。車載用電源システム300において実施例1の車載用電源システム100と同様の部分は、この車載用電源システム100と同一の符号を付し詳細な説明を省略する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0071

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0071】

なお、「低温(閾値温度範囲未満の温度範囲)」が第1温度範囲内の一例に相当し、「低温でない温度範囲(閾値温度範囲以上の温度範囲)」が第1温度範囲よりも高い第2温度範囲内(より具体的には、第1温度範囲の上限温度よりも下限温度が高い所定の第2温度範囲内)の一例に相当する。また、第3導電路23の温度が低温であると判定した場合に決定される目標電圧(9V)が、第1目標電圧の一例に相当し、第3導電路23の温度が低温でないと判定した場合に決定される目標電圧(10V)が、第1目標電圧よりも大きい第2目標電圧の一例に相当する。

【手続補正3】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0080****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0080】**

<実施例5>

次に実施例5の車載用電源システム500について説明する。

実施例5の車載用電源システム500では、車載用のバックアップ電源制御装置501が実施例1のバックアップ電源制御装置1の充電部3A及び放電部3Bに代えて充放電部503Bを備える点、及び車載用電源部91から負荷93へ電力を供給する導電路520に充放電部503Bが電気的に接続されている点で実施例1と異なり、他の構成は実施例1と同様である。車載用電源システム500において実施例1の車載用電源システム100と同様の部分は、この車載用電源システム100と同一の符号を付し詳細な説明を省略する。なお、実施例5の車載用電源システム500におけるハードウェアの構成は、実施例1の構成だけでなく、実施例2～4の構成に適用することもできる。

【手続補正4】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0087****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0087】**

充放電部503Bは、電圧変換部の一例に相当し、例えば昇降圧型DCDCコンバータ等の公知の充放電回路として構成されている。充放電部503Bは、車載用電源部91からの電力に基づいて蓄電部7を充電する充電動作と、蓄電部7の充電を停止させる充電停止動作を行い得る。また、充放電部503Bは、車載用電源部91からの電力に基づいて蓄電部7を放電させる放電動作と、蓄電部7の放電を停止させる放電停止動作を行い得る。充放電部503Bによる充電動作及び放電動作は制御部5によって制御される。